形 態 の 確 認

森

田

兼

吉

不確かさに行く手を遮られて途方に暮れることがある。 る。大内摩耶子氏は意味の通じない段を十四とかぞえておられる。ち始め、末尾に近づくにつれて文意の取れない段が多くなるのであ 幸助氏の『弁内侍日記新註』では一三〇段――から脱字脱文が目立 本文一〇三丁のうちの七九丁の裏― ば岩佐美代子氏によって影印本の出されている彰考館本でいえば、 の写本にも共通して末四分の一ほどに本文に破損が見られる。 後深草天皇治世下の宮中でのエピソードが綴られているのだが、ど 三日までの約七年間の、弁内侍や妹の少将内侍の歌を中心に据えた 正月二十九日の後嵯峨天皇の譲位から建長四年(一二五二)十月十 く存在しない。『弁内侍日記』 などはないし、これも他の作品には例の多い読者への発言もまった は他の日記文学作品に見られるような執筆動機について語った序文 方 "弁内侍日記』について論じようとするとき、その本来の形態の 幸運なことに、 日記文学としては珍しく、作品の成立後あま 一の現存本では、寛元四年(一二四六) ―全体を一七五段に分けた玉井 との作品に 例え

> 逸させ、 歌五首、 ものが存する。特に『増鏡』に後深草天皇の譲位の折りの歌がある り時の隔たらない室町期のいくつかの資料にこの日記によって書い 十一日後深草天皇譲位までの記事があって、 ことから、本来『弁内侍日記』には正元元年(一二五九)十一月二 部分があるが、弁内侍の歌三首など現存の日記には見えない。 見えるとして現存本にはない逸話が記され、 行われ、定説となっているのだが、これにはなお疑問があるのであ 本だという推論が、ごく自然になされてくる。この推論は今日広く たと思われるものがある。頓阿の『井蛙抄』には『弁内侍日記』に 『玉葉集』にも弁内侍の宮仕え生活に関わる歌で、 残された分の末にも虫損などによる破損の生じたのが現存 少将内侍の歌一首など『弁内侍日記』によったと解される その七年分の本文を散 『増鏡』には弁内侍の 日記に見えない

わゆる増補本(二十章本)系統の本のみに見えるものについては。 鏡』はいわゆる古本(十七章本)系統の本を底本とする校注古典叢 まず『増鏡』と『弁内侍日記』 「増鏡」 (木藤才蔵氏校注、 明治書院)により、そこにない、い とを比較検討してみよう。 る。

記新註 によった。 講談社学術文庫『増鏡全訳注』 により、 『弁内侍日記』は本文・段数ともに玉井氏の『弁内侍日 今関敏子氏の『校注弁内侍日記』を参照する。 (井上宗雄氏) に補われているもの

避けてかなり省略した形で引用する。 おこう。 『増鏡』から弁内侍と関わりのあると思われる個所を抜き出して 歌を中心として抜き出し、地の文については長くなるのを

う積もりたるあかつき、大きおとど実氏のたまひつ かはしけ 内の女工所にさぶらふに、雪いみじう日ごろ降りて、いかめし 大甞会の頃、信実朝臣といひし歌よみのむすめ少将内侍、大

御返し少将内侍、 九重の大内山のいかならむ限りも知らずつもる雪かな

九重の内野の雪にあとつけてはるかに千代の道をみるかな 金 内野の雪 P七二)

るゝに、「したうづはく事、いかにもかなふまじ」とて、 御覧ずれば(中略)、中納言の典侍を権大納言実雄の君になさ きて、 に下るゝに、上もいみじう笑はせ給ふ。弁の内侍、 節会・臨時の祭、 かの局にさしおかせける。 なにくれの公事どもを、 女房にまねばせて 葦の葉に書 曹司

В

津の国の葦の下根のいかなれば波にしほれてみだりがほな 津の国の葦の下根のみだれわび心も波にうきてふるかな

返し、

P七六

C 参れり。 かし」との給ふを、人々もおよすけて見たてまつる。弁内侍 と艶ありて見ゆるを、上も御目とゞめて、「なにとまれ、いつ (中略)、御返、公親、 五月五日、所々より御かぶとの花、 あやめ草底知ら沼の長き根をふかき心にいかゞくらべん あやめ草底知ら沼の長き根にふかきといふや蓬生の露 (中略) 三条大納言公親のたてまつれる、 薬玉など、 色々におほく (中略)

同 P七六~七)

D

どみかはすべし。車は立てぬことなりしかど、大宮院ばかり やむごとなさも、おもしろく侍りけれ。弁内侍、 それも出車はなくて、たゞ一両にて見たてまつり給ひしこそ まつらる。みやこ出でさせ給ふ日、例の棧敷など、心ことにい その頃ほひ、熊野の御幸侍りしにも、よき上達部あまた仕う

折りかざすなぎの葉風のかしこさにひとり道ある小車のあ

同

P八〇~一)

Ε 出川より申されけるとかや。それも忘れ侍りぬるこそ口惜しけ すべしと聞き侍りしを、なのめなりといふ事にて、おとど、今 とて、かの梅に結びつけさせらる。御返し、弁の内侍承りて申 御まへより御覧じやらるるほどなれば、雅家の宰相の中将し 北の対のつまなる紅梅の、いとおもしろく咲きたるが、院の いと艶になよびたる薄様にかかせ給ひて、院の上、 色も香もかさねて匂へ梅の花九重になる宿のしるしに

(増補本六 煙の末々 P上三三四~五 老はかくうきものにぞ侍るや。

うけ給はりて、弁内侍、細うおぼされて、夜居の間の静かなる御物語のついでに、内侍知うおぼされて、夜居の間の静かなる御物語のついでに、内侍日 世中にやう () 仄めき聞こゆることあれば、御門はあかず心

る (六 おりゐる雲 P九○~一)今はとておりゐる雲のしぐるれば心のうちぞかきくらしけ

おらず、Cでは、『弁内侍日記』に、 おらず、Cでは、『弁内侍日記』に、 としか考えようがあるまい。その資料として『弁内侍日記』がある。Aでは『弁内告記』の地の文のことばがほとんど反映されている。Aでは『弁内侍日記』の地の文のことばがほとんど反映されている。Aでは『弁内侍日記』の地の文のことばがほとんど反映されている。方では『弁内侍日記』の地の文のことばがほとんど反映されていない。との資料として『弁内侍日記』がふさとしか考えようがあるまい。その資料として『弁内侍日記』がふさとしか考えようがあるまい。その資料として『弁内侍日記』がある。Aでは『弁内侍日記』の地の文のことばがほとんど反映されておらず、Cでは、『弁内侍日記』に、

ことばの内容もまったく異なるといった点は気になるけれども、とある部分が「上も御目とゞめて」以下天皇のことばとなっていて、兵衛督殿「このこころいはばや」とありしかば、弁内侍、

『弁内侍日記』論

- 形態の確認

「増鏡」の作者の潤色も十分に考えられるから、A・Cが『弁内侍 『増鏡』の作者の潤色も十分に考えられるから、A・Cが『弁内侍日記』に拠ったとして一応問題はないであろう。ところがBは『弁日記』に拠ったとして一応問題はないであろう。ところがBは『弁臣記』に拠ったとして一応問題はないであろう。ところがBは『弁臣記』にがつくのだが、Dの後嵯峨院の熊野御幸は『百錬抄』他によれば建がつくのだが、Dの後嵯峨院の熊野御幸は『百錬抄』他によれば建がつくのだが、Dの後嵯峨院の熊野御幸は『百錬抄』他によれば建に年(一二五〇)三月十一日の出発で、この前後、二月・三月の長二年(一二五〇)三月十一日の出発で、この前後、二月・三月のままが『弁内侍日記』にはあるのだから、Dの記事がないのは不審である。そこでB・D・Eについてさらに考察を加える必要がある。まずDから考えてみたい。

紙背歌書』に次のように見えることである。 紙背歌書』に次のように見えることである。

弁内侍記 オリカサスナキノハカセノカシコキニ

師

る。

文学関係で言えば、従来『河海抄』に引かれた六例だけが知られて まり下らない頃としておられる。 氏は同書の成立を『続千載集』が成った元応二年(一三二〇)をあ も多い。その散逸資料は萩谷朴氏『平安朝歌合大成』六(昭和三十 引きとしたもののようで、今日に伝わっていない散逸書からの用例 語などから用例を抜き出して出典名・詠者名と共に掲げ、 鎌倉から室町初期までの文書や経典・歌書などの紙背に書かれてい いう題簽を持つ縁起書がある。 なった。歌書は本文篇・研究篇ともに荒木尚氏が担当しておられ、 れていたが、昭和四十七年に縁起・紙背文書ともに高良大社から 七年八月)の「資料増補」の項に歌合関係書が引かれて以来注目さ 『高良玉垂宮神秘書・同紙背歌書』として刊行され、全貌が明かに た『大后御記』の仮名書きの逸文が、 福岡県久留米市の郊外にある高良大社に『高良玉垂宮神秘書』 歌書は無題で、歌語の例を多くの公私の歌集・歌書・日記・物 中世末の書写と見られる巻子本で、 『増鏡』以前の成立である。 詠歌の手 日記

大后日記 延長二年御賀ニ御ヲクリ物ニサウノ

御コト琴ノ御コト名松風アツマ

代があわず、 として見えることはきわめて貴重であった。 『弁内侍記』が『弁内侍日記』を指すものであることに疑問はな 『増鏡』では弁内侍の作とした歌がここでは師光の作となっ 師光は家集『師光集』を遺している村上源氏の師光では時 『中古歌仙三十六人伝』を著した中原師光であろう。

『増鏡』も弁内侍サイドの資料から出ていることは 確か であ ろう

が、 には思える。 『高良玉垂宮神秘書紙背歌書』の方が事実を伝えているとわたくし 歌の作者としてはどちらの伝えを信じたらよいのだろうか。 『増鏡』の叙述には釈然としないものがあるからであ

らないのである。この歌の解釈を主要な注釈書で見ると 「折りかざす」の歌が 熊野御参詣にいでたゝせ給ふ道なれば、その神威恐多きが故に、 のみ、御車の跡をつけて、御見物あるを見奉れば、まことにや 物見車をも禁じたるほどにとなり。下句は、たゞひとり、女院 『増鏡』に描かれた状況の中ではよくわか

に、ただ女院のお車一つだけがお立ちになっていることよ。 熊野権現へ上皇がご参詣になる道筋には、その神威のかしこさ むごとなき事も、 いとゞ知られたりとなり。 (和田英松・佐藤球『雪&栄花物語詳解』)

ずだが、それをいうのに「小車のあと」と、なぜ車の輪だちの跡が 持ち出されるのか。車の往来も多い都大路。むろん今は車の通行は ・破院中宮)の車は御幸の行列見物のため道の側に立てられていたは 釈だといってよいであろう。しかし、道筋に車一両が立てられてい ることを「ひとり道ある小車」と表現するだろうか。大宮院 ニュアンスや詳しさに差はあるものの、基本的には同じような解 なんとも貴いことである。 みだが――、道にはただ一筋の小車の跡しかついていないのは、 おそれおおさに 梛の葉を折って挿頭にする熊野路の、その葉風すなわち神威の ――物見車はみな禁止されて、女院の車一両の (木藤才蔵 (井上宗雄『増鏡 全訳注』)

日本古典文学大系

「小車」でよいのである。

文庫本・桂宮本等の形で、 る学習院大学付属図書館所蔵の室町時代古写本や新訂増補国史大系 氏の「ひかりみちたる秋の夜の月」の例がある)。徳川家本・岩瀬 ればなるまい(弁内侍も詠出している『宝治百首』一六八二にも実 よ」と解されている。たが、それではさらに意味が分からなくなる て「参詣する熊野の神威の貴さに、光がみちてゐる小車の跡である 本が校合に用いた前田家所蔵一本など「ひとり」を「ひかり」と 四句『ひかり道ある』。諸本で訂正」と注する。大系本の底本であ のである。日本古典文学大系本では前掲の解釈に続けて「底本、第 はなく、「かしこさに……ある」という構文が浮かび上がってくる と下句を続けて素直に読めば、 であろうと思われ、上旬と下旬のつながりも納得がいかない。 ったというのは、御幸を車中で見るのは恐れ多いということが主意 では目立つものではなかったろう。また、 永井一孝・竹野長次両氏の『校定増鏡新釈』はその本文によっ 語法的にも「光満ちある」はおかしく、「光満ちたる」でなけ 御幸に備えて道の清掃もなされていたのだろうが、こと 現行の多くのテキストが採っている「ひ 「かしてさに……ない」というので 「車は立てぬこと」であ 上句

だろう。

『増鏡』でもう一つ疑問なのは、その時弁内侍はどこにいたので、別でのでもないから、弁内侍も親しくしていただいている方だが、弁内ということである。大宮院は後深草院の生母で『弁内侍日記』にもということである。大宮院は後深草院の生母で『弁内侍日記』にも

とり」に従うべきだろう。

ら、やはりこの後嵯峨院の御幸のときの詠歌であることは動かないら、やはりこの後嵯峨院の御幸のとの詠歌であることは動かない。なている木で、熊野の神木のように熊野との関わりでよく用いられ、えている木で、熊野の神木のように熊野との関わりでよく用いられ、鬼野参詣の折りの歌であることは確かである。師光が個人的に参詣した時の歌が『弁内侍日記』に記されたとは考えにくく、御幸の供熊野参詣の折りの歌であることは確かである。師光が個人的に参詣した時の歌が『弁内侍日記』に記されたとは考えにくく、御幸の供えている木で、熊野の神である。どのような状況で作られたのように師光の作と見てより、一部であることは動かないち、やはりこの後嵯峨院の御幸のときの詠歌であることは動かないち、やはりこの後嵯峨院の御幸のときの詠歌であることは動かないち、やはりこのである。

巻による)、巻による)、の歌は下句が難解で歌意がつかみにくいが、神宮文庫本『為忠集』(鎌倉時代中期の某人の家集かという)の(新編国歌大観第七集)(鎌倉時代中期の某人の家集かという)の(新編国歌大観第七

本さわしくないようだが、神を前にすればたとい院の車であろうとの声よ」ということになろうか。「小車」の語は一見上皇の車にはあって自然と熊野への道がそこにあることを知らせてくれる。わたくしたちが挿頭にしている熊野の神木梛の葉を吹く風――神威のおくしたちが挿頭にしている熊野の神木梛の葉を吹く風――神威のおれば、自然と(神威に導かれて)熊野への道を進んで行く御幸の事れば、自然と(神威に導かれて)熊野への道を進んで行く御幸の事れば、自然と(神威に導かれて)熊野への道を進んで行く御幸の事がの表現を参考に考えれば「道でないような所にも車の輪だちの跡がの声は、自然と「神威に導かれて」ということになろうか。「小車」の語は一見上皇の車には、自然というなど、神威にないようなが、神を前にすればたとい院の車であろうとの表現を参考に考えれば「道でない」というない。

 خ る。 の本にはあり、 存の 『弁内侍日記』 とは 異なったもので あることはいいうるだろ あったかどうかもわからない。だが、それ、あるいはそれらが、現 も明らかにはしえない。 『弁内侍日記』と『増鏡』の用いた『弁内侍日記』とが同じもので 「増鏡」の誤認なのか、 『増鏡』 がなぜ弁内侍の歌として作中に用いたのか 前述したように、この歌の詠まれた熊野御幸前後の記事が現存 『光の歌がどのような形で『弁内侍日記』に入っていたか。 この日の記事だけの 脱落は 想定しがたい からであ わざわざ行った作為・虚構なのか。いずれ 『高良玉垂宮神秘書紙背歌書』の拠った ―― それは それ

一段は、「増鏡」が材料にした『弁内侍日記』が現存のものと異なってい『増鏡』が材料にした『弁内侍日記』が現存のものと異なってい

を女房たちにさせて御覧ぜしを、節会、臨時の祭の次第など御覧ぜさせおはしまして、そのまわ

は、叙述内容とよく合致している。中略の後の引用部分も、『日記』にの始まり、先に中略として引用を略した部分も含めて、『増鏡』ので始まり、先に中略として引用を略した部分も含めて、『増鏡』の

津の国のあしのしたねのいかなれば波にしほれて乱れがほきっけて局のみすにさす。弁内侍、
中納言のすけ殿、権大納言になりて、節会の次、内弁もよほさ中納言のすけ殿、権大納言になりて、節会の次、内弁もよほさ中納言のすけ殿、権大納言になりて、節会の次、内弁もよほさ中納言のすけ殿、権大納言になりて、節会の次、内弁もよほさ中納言のすけ殿、権大納言になりて、節会の次、内弁もよほさ中納言のすけ殿、権大納言になりて、節会の次、内弁もよほさ中納言のすけ殿、権大納言になりて、

なる

があろう。 があろう。 で目移りによる脱文が出たとも解せようが、熊野御幸の歌のこと を考え合わせれば、現存本とは違う本が存在したためと見る方に分 を考え合わせれば、現存本とは違うが、よりでは、またない。 の典情の返歌がことにはないのである。返歌は二句めまでが弁内特

していた。『弁内侍日記』八二段は次のようである。「分に丘を見よう。『弁内侍日記』八二段は次のようである。「の小路殿、内裏になりて広御所のつまの紅梅さかりなりし次にEを見よう。『弁内侍日記』八二段は次のようである。

え色もかもさこそかさねてにほふらめ九重になるやどの梅がこの返事は院の御所へ申すべしと仰せられしかば弁内侍

りうる。だが、『増鏡』の叙述は現存の『弁内侍日記』からは出てりうる。だが、『増鏡』の叙述は現存の『弁内侍日記』からは出てたいうことになって、実氏が返歌をするようにいわれていた――天皇の命ではなく実氏にいわれたのであろう――のだが、それでは失礼だということになって、実氏が返歌をするようにいわれていた――天皇の命鏡』では最初弁内侍が返歌をするようにいわれていた――天皇の命鏡』では最初弁内侍が返歌をするようにいわれていた――天皇の命鏡』では最初弁内侍が返歌をするようにいわれていた――天皇の命鏡』では最初弁内侍が返歌をするようにいわれていた――天皇の命鏡』では最初弁内侍が返歌をするようにいわれていた――天皇の命鏡』では最初弁内侍が返歌をするようにいわれていた――天皇の命鏡』では最初弁内侍が返歌をするようにいわれていた――天皇の命鏡』では最初弁内侍日記』からは出ている。だが、『増鏡』に見える雅家の宰相の中将の名がここにはなく、『増

をので、その用いた『弁内侍日記』が古本系の作者が参考にしたもで使ったのか。後嵯峨院や実氏の側の資料では実際には返歌をしたで使ったのか。後嵯峨院や実氏の側の資料では実際には返歌をした地理は考えにくい。それでは『増鏡』はどのようなものを資料とし理由は考えにくい。それでは『増鏡』はどのようなものを資料としていたろう。今の『日記』のような本文によりながら虚構を行うとないだろう。今の『日記』のような本文によりながら虚構を行う

のと同じかどうかはわからない。

かはわからない。 での連歌の御会の折りの逸話(周知のものなのでことでは引用省略)での連歌の御会の折りの逸話(周知のものなのでことでは引用省略)

ところがここに、

いま一つ注目すべき資料がある。

豊原統秋の

でて子孫の心得となるようなことどもが記され、典籍から引用されることだけではなく、軍陣・文芸・筆道などさまざまな分野にわた成立である。子孫への遺訓として書かれたものであり、雅楽に関わば体源鈔』は雅楽書として著名の大著で、永正九年(一五一二)の

「弁内侍日記

論

形態の確認

まった。 こうでは、ボーラング・コート・コープでは、アンダイスの解説に指摘されている。わたくしもそれを再紹介したことを補い得るものの存在することは、昭和八年十一月、『体源鈔』がが引かれているのである。そこに『弁内侍日記』の現存の伝本の欠が引かれている。その巻十二の上に『弁内侍日記に』として、十五条の本文でいる。その巻十二の上に『弁内侍日記に』として、十五条の本文でいる。その巻十二の上に『弁内侍日記に』として、十五条の本文でいる。

して見える欠損が『体源鈔』に引かれている本文には犯されていな和四一年一一月)によって広く知られている。現存諸本の末に共通があるが、今日では玉井幸助氏の『弁内侍日記新註』の増訂版(昭孝雄氏の解説に指摘されている。わたくしもそれを再紹介したこと

段数を年次別に数え、『体源鈔』所引のものについても同様な作業内にとどまっている、ということである。現存の『弁内侍日記』ののは、『体源鈔』に引かれる本文が現存の『弁内侍日記』の範囲の本が伝わっていたのであった。そして次に注目しなければならない本が伝わっていたのであった。そして次に注目しなければならない本が伝わっていたのであった。そして次に注目しなければならないい点がまず注目される。『体源鈔』が成立した十六世紀の初めの頃い点がまず注目される。『体源鈔』が成立した十六世紀の初めの頃

現 体源鈔本 存 本 寛元四 三 五. 宝治 四三 = 0 建長 二九 0 同 二四 同 六 同 二八 四 を行って表示してみよう。

る。現存本が七年の年次を含んでいるのに対して、これは五年。もた本のある場所からまとめて抜き出したのではないことは確かである。統秋の抜粋の基準がどのようなものであったかは不明だが、見『体源鈔』の所引の『弁内侍日記』はすべて現存本に含まれてい

の最初は現存本の初段部分であり、 二年を別にすれば、宝治三年のないのが目につく程度である。 ともと弁内侍が母の服喪中で宮中にいず、 、最後は、 記事が二段と少ない宝治 引用

神泉池なるしろき蓮花を資継とりてまいりたりしを、かさねょ

とおほせありしかば、弁内侍

はちすはの露のかす!~かさねてそにこりにしまぬ色もみ

もの記事があったとは考えられなくなってくる。十六世紀の初めに 豊原統秋が参考にした『弁内侍日記』は、『増鏡』 の欠損こそないものの、そこに続けてさらに多量の記事――七年分 『体源鈔』所引の『弁内侍日記』には、 これは現存本の末に近い一六三段である。こう見てくると、 現存諸本が犯している末部 依拠本系ではな

この程度の量であったとするのが、最も無難な推定だということに 存本系の『弁内侍日記』も本来そうであったというわけにはいかな 本は現存本系の『弁内侍日記』とはかなり異なった内容を持ってい 後深草天皇譲位までの記事を有していたと推定されるにしても、 現存本にある建長五年までをとってみても、 現存本系の『弁内侍日記』だったのである。 したがって、『増鏡』依拠本系の『弁内侍日記』が正元元年。 『体源鈔』所引のものなども考え合わせて、現存本はもともと 『増鏡』依拠本系の

は一三九段だけが歌を含んでいないが、「常の御所には、ぎやうえ によってどの段も構成されている。ただ一つ、玉井氏の章段分けで のではなかった。このように歌を軸にして、玉井氏の分け方では、 も、それは分け方の問題であって、作品の構成の仕方に揺れがある のしつらいを描いたもので、さらに次の段に続いている。つまり、 しなり」以下新造の閑院御所への天皇の遷幸の記述に続いて、御所 御半挿盥」で始まるこの段は、「六月二十八日、閑院どのへわたま ふの丸、いかけぢにほら貝をすりたる御厨子御手箱二つ、御すずり 一三八・一三九・一四〇の三段は一続きで、一三九段に歌がなくて 一七五の章段が集積されている。ただし、 このように、ある事柄を記し、その場の中で詠んだ歌を書くこと たどもめづらかに見え侍りしかば弁内侍 玉ゆらに錦をよそふ姿ども干とせは今日といやめづらなれ 前述のように一三九段と

の事ども、 寬元四年正月二十九日、 今日よりはわが君の世と名づけつつ月日し空にあふがざら かずかずしるしがたし。 富の小路殿にて御譲位なり。 いといとめでたくて、弁内 そのほど

うに、弁内侍が仕えていた春宮(後深草天皇)の時代の真の出発を 告げるものであった。記述は当然のこととして、即位の日のことに 後嵯峨天皇の譲位は、「今日よりはわが君の世」と歌っているよ

三月十一日、官庁にて御即位。春の日もことにうららかなりし に、さまざまの儀式どもいはむかたなくめでたし。人々のすが

『弁内侍日記』は次のような記述から始まる。

なろう。

しるらん(傍線部は『体源鈔』により補ったもの)が五六人、かたみといふもの、ひぢにかけて参る。あれもおほが五六人、かたみといふもの、ひぢにかけて参る。あれもおほぶ側所より見やれば、かつらといふものの、あやしの姿したる

は、「五月五日、三条の中納言のもとより」で始まる一三二段のは、「五月五日、三条の中納言のもとより」で始まる一三三段のは、「五月五日、三条の中納言のもとより」で始まる一三三段の建長二年十月十三日の鳥羽殿への朝覲の行幸を記した一二三段の建長二年十月十三日の鳥羽殿への朝覲の行幸を記した一五日の鳥羽殿への朝覲の行幸を記した一五日の鳥羽殿への朝覲の行幸を記した一五日の鳥羽殿への朝覲の行幸を記した一二三段と同様に、「五月五日、三条の中納言のもとより」で始まる一三五段と同は、「五月五日、三条の中納言のもとより」で始まる一三五段と同は、「五月五日、三条の中納言のもとより」で始まる一三五段と同は、「五月五日、三条の中納言のもとより」で始まる一三五段と同は、「五月五日、三条の中納言のもとより」で始まる一三五段と同は、「五月五日、三条の中納言のもとより」で始まる一三五段と同は、「五月五日、三条の中納言のもとより」で始まる一三五段と同は、「五月五日、三条の中納言のもとより」で始まる一三五段と同いている。

ばえて弁内侍しに、太政大臣殿のうらおもて白き御下襲、ことにいみじくおしに、太政大臣殿のうらおもて白き御下襲、ことにいみじくおたるまね、たれがしは何色々々と、少々萩の戸にてしるし侍り還御ののち、めでたかりしその日の事ども申しいでてぞ、めし

んしろたへの鶴の毛衣なにとして染めぬをそむる色といふら

してあげた一三九段のように新造の閑院御所のしつらいを細かに記してあげた一三九段のように新造の閑院御所のしつらいを細かに記してあったといわねばならない。今の分け方では歌を含まないとある部分が記録と関わるものとしてしばしば指摘されている。とある部分が記録と関わるものとしてしばしば指摘されている。とある部分が記録と関わるものとしてしばしば指摘されている。とある部分が記録と関わるものとしてしばしば指摘されている。とある部分が記録と関わるものとしてしばしば指摘されている。とある部分が記録と関わるものとしてしばしば指摘されている。とある部分が記録と関わるものとしてしばしば指摘されている。とある部分が記録と関わるものとしてしばしば指摘されている。とある部分が記録と関わるものとしてしばしば指摘されている。とある部分が記録と関わるものとしてしばしば指摘されている。とある部分が記録と関わるものとしてしばしば指摘されている。とある部分が記録と関わるものとしてしばしば指摘されている。とある部分が記録と関わるものとは性質を異にするものであったといわねばならない。今の分け方では歌を含まないとものであったといわねばならない。今の分け方では歌を含まないとも、といわないといる。

卿、八条大納言嶺夷、土御門大納言巓忠、残りの人々は忘れにけ二月二十八日年号かはりて宝治といふ。陣の定めの人々大蔵

(三七段)

したり、

しがたし」(一段)「さまざまの儀式どもいはむかたなくめでたし」ず、最初の譲位や即位の段の、「そのほどの事ども、かずかずしるの列挙であり、朝覲の行幸に天皇も院も大臣も公卿も言動が描かれい。だが、後者の場合は、摂政兼経の「いにしへの陣の定めに、四い。だが、後者の場合は、摂政兼経の「いにしへの陣の定めに、四のように人名を列挙したり、記録を思わせる記述もないわけではなのように人名を列挙したり、記録を思わせる記述もないわけではな

げろふの日記」などを借りて悟るところがあり、以後自らもかなで 山荘で藤原為家から「土左の日記、紫の日記、さらしなの日記、 雅有は「めもくれ心もまどひながら」感動して見るのだが、嵯峨の されている。 かなの日記どもとうでさせたまひて」雅有に披見を許したことが記 日の条には、 ものであることを思えば、これは女房たちの書いた、 かし」がっていたものであることや、御所の塗籠に納められていた 日次の日記を書くようになった(嵯峨のかよひ)雅有が「日ごろゆ (二段) といった程度の儀式の表現のし方からしても、 飛鳥井雅有の『春の深山路』の弘安三年(一二八〇)九月十九 が記録の目的で書かれたのでも編まれたのでもないことはわか 後深草院が院の御所で、塗籠を開いて「むかしよりの 「日ごろゆかしがるなれば、みるべきよし」の仰せに 記録としての 『弁内侍日 かゝ

夜もあけはなれにしかば、残りは又の御連歌にしつがんとて、で仰せごとありし。(連歌六句省略)でとあり。「いひすてならんこそ念なけれ。少将おぼえよ」とごとあり。「いひすてならんこそ念なけれ。少将おぼえよ」とごとあり。「いひすてならんこそ念なけれ。少将おぼえよ」といるものであり。「いひくちをし。事ども八月十五夜、例の御会なり。雨ふりていとくちをし。事ども

されることだが、家集との関わりを示す記事もある。一一七段、建がかなりあったことは推測しうるのである。また、これもよく指摘

長二年のことである。

られ、萩の戸での弁内侍の所為も公的なものであったのかもしれな

かな日記であったろう。女房たちが記録と関わっていたことが考え

いのだが、弁内侍が記録にも関心があり、彼女の周辺に記録やメモ

思ひでのことのはとなる草ならばななくるまにも我ぞつむせられしかば弁内侍なるべし。そのよしの歌よみて家の集などに書かるべし」と仰大納言の三位殿きかせ給ひて、「この恋草の御連歌、思ひいで大納言の三位殿きかせ給ひて、「このをりをりの御連歌を、名残おほくてぞかへりまゐりにし。このをりをりの御連歌を、

っている。『弁内侍日記』は家集という性格を持っていることになとばがかけられたのだが、その誘いに応えて詠んだ歌がここには載連歌で、この上ない名誉であった。そこで大納言の三位のようなことばがかけられたのだが、その誘いに応えて詠んだ歌がここには載連歌で、この上ない名誉であった。そこで大納言の三位のようなことばがかけられたのだが、その誘いに応えて詠んだ歌がここには載きばがかけられたのだが、その誘いに応えて詠んだ歌がとこには載きばがかけられたのだが、その誘いに応えて詠んだ歌がここには載きで、この上ない名誉であった。そこで大納言の三位のようなとばがかけられたのだの一個連歌」巻九「常磐井殿百韻連歌」、「第玖波集』巻一・四・九に「宝治元年八月十五夜院の百韻連歌」、「第玖波集』巻一・四・九に「宝治元年八月十五夜院の百韻連歌」、「第玖波集』巻一・四・九に「宝治元年八月十五夜院の百韻連歌」、「新な波集』を一・四・九に「宝治元年八月十五夜院の百韻連歌」、「大田では、「大田では、「大田でいることにない。」で、「大田でいることにない。」で、「大田でいることにないます。「大田でいることにないます。」では、「大田でいることにないます。」で、「大田でいることにないます。」で、「大田でいることにないます。」で、「大田でいることにないます。」では、「大田でいることにないます。」で、「大田でいる」では、「大田でいる」では、「大田でいる」では、「大田でいることにないます。」では、「大田でいる」では、「本田でいる」では、「大田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田でいる」では、「本田では、「本田でいる」では

二月十九日の夜参上しているところを見ると、前の年の十二月に母段)とあるように、母の喪によって実家に下がっていたためで、十記事が少ないのは、「宝治二年母のいみにて里に侍りしに」(七五たものばかりであった。前掲の表ですぐ目につくように宝治二年のたものばかりであった。前掲の表ですぐ目につくように宝治二年のしかし、家集としては疑問に思われる点もある。ここに集められてしかし、家集としては疑問に思われる点もある。ここに集められて

れていることからも、家集としていよいよふさわしく思えてくる。いう内題を持つ本もあり、そして何よりも各段にかならず歌が含ま

静嘉堂文庫蔵和学講談所本のように「後深草院弁内侍家集」と

控えは作っていたであろう。 しないのが原則で、飛鳥井雅有のかな日記にしてもそうなのだが、 ではここに引いた阿弥陀仏連歌のような特別の場合を除いては記載 手元にあったであろう。それと連歌の控え。連歌は『弁内侍日記』 た弁内侍のことでもあるから、 院少将、妹少将内侍と三姉妹揃って優れた歌人として認められてい 作られていたであろう。父藤原信実は名高い歌人であり、姉藻壁門 意図的な所為だが、 での出来事と歌を記述するというこの作品の主題と深く関わっての が描かれてもいないし、挽歌も載せられてはいない。それは公の場 歌を詠んだに相違ないのだが、 は亡くなったのであろう。その悲しみに弁内侍は何首も何十首もの 母の死の折り以外にも私的な場での歌もかなり 『菟玖波集』には前述の宝治元年八月 公私を問わず歌の控えや歌稿が当然 『弁内侍日記』 には母の死の悲しみ

五である。 山里は人のたよりぞなかりける と侍るに

く採られている。さらに注目しなければならないのは、

巻四の三三

九)であり、大物・大家が並んでいる中で、少将内侍の句が最も多 発句一(二一一九)、それに少将内侍三(六〇・三三五ノ前・七五 前大納言為家(大納言)一(三三五ノ後)、前大納言為氏

(頭中将)

原実雄、会の年は権大納言)二(日本古典全書で三五九・九五六)、

その作者は、

後嵯峨院一

(巻一巻頭句)、山科入道左大臣

十五夜の院百韻連歌の 折りのものと 明記されたものが 七個所 に八

そよともすれば荻のうは風 と侍るに 前大納言為家 後深草院少将内侍

連歌では付け句が問題にされ、 さらぬだに寝覚がちなる秋の夜に 『巍玖波集』でも前句には作者名

「弁内侍日記」

論

- 形態の確認

ずれも二人の連歌の評価の高さを語ってもいるのだが、総合して考 その中からある意図にそって選び取られたのであった。 ことが推論しうるのである。『弁内侍日記』に収められている歌は と少将内侍との関係の深さは次回に述べるつもりだが、以上見てき の撰集資料となったろうことが推測される。『弁内侍日記』の成立 り---おそらくは後者---の手になる資料があって、 えれば、宝治の院の連歌のものをも合わせて弁内侍なり少将内侍な 内侍一五とこの二人は女性では群を抜いている。これらのことはい が三(他に七一六・九七〇)、弁内侍の句を含むもの二(七六八・ 別として、長連歌からの付け句で、二句以上を作者名を付して載せ というのが通例であった。各句に作者名を記す必要のある短連歌は れば、少将内侍の句をまず無記名で示し、それに為家の句を続ける に続けて二つの句を作者名と共に採る。為家の句を採りたいのであ がない。この場合も「山里は」の句には作者名がないのだが、 たように、弁内侍とその周辺には、多くの歌稿や連歌資料のあった 八四五・一八六四)。『羞玖波集』への入句数も弁内侍一三、少将 九六八・一〇四四・一二九八・一四四四・一四五七・一五四六・一 ものが実に六例を占めているのである(他の例は五七九・六九六・ 八二二)、二人の句を含むもの一(七四八)と、この姉妹に関わる ているのは『菟玖波集』中十六例あるが、少将内侍の句を含むもの 『菟玖波集』 普通の家集

われる。 も弁内侍の周辺には多くの記録、歌稿、 『弁内侍日記』の構成要素ないしはその基になった手控えの他 それを基に幾種類もの作品がまとめられる可能性があり、 連歌資料などがあったと思

とはかなり異なったものになっているのである。

る。

品論の対象としうるのは現存の『弁内侍日記』以外にはないのであ 『増鏡』などを見ると複数の作品があったようだが、われわれが作

注 1

3 和三九年三月 弁内侍日記考 『彰考館本 弁内侍日記』 大阪府立大学紀要 人文社会科学 一二 昭和六一年三月 和泉書院

昭

昭和五一年一月 『増鏡』と和歌 角川書店 観賞日本古典文学 『大鏡・増鏡』 所収

「弁内侍日記」校訂の一資料 日本文学論稿

本は後深草院少将内侍。 が、誤り。金子金治郞氏『菟玖波集の研究』所収の広島大学

日本古典全書は六〇の作者名を後深草院弁少将内侍とする

5

K M

昭和三六年一〇月